

自費による解体・撤去の場合

**【チェックリスト】既に自費で解体しその費用の一部の償還を受ける場合の申請書類一覧**

※予約に関することは、熱海市環境センター(0557-82-1153)までお問い合わせください。

※この手続きのために市民生活課の窓口で諸証明を申請する際、手数料が減免となる場合がありますので、減免を希望される方は、必ず環境センターまでお問い合わせください。※減免の対象となる諸証明は熱海市に登録があるものに限りです。

■必ず提出する書類		チェック欄
1	申請書【実印押印】(第1号様式)	<input type="checkbox"/>
2	申請者又は申請代理人の身分証の写し 公的機関が発行した顔写真付き証明書 (免許証、パスポート等)の場合：1種類 公的機関が発行した顔写真なし証明書 (健康保険証、介護保険証等)の場合：2種類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	り災証明書・被災証明書の写し	<input type="checkbox"/>
4	申請者(家屋所有者)の印鑑登録証明書【原本・発行後3箇月以内】 ※市民生活課(熱海市に住民登録のある場合)で取得できます。 ※印鑑登録をしていない場合は、登録手数料がかかります。	<input type="checkbox"/>
5	登記事項(家屋)全部事項証明書【原本・発行後3箇月以内】 ※法務局熱海出張所で取得できます。 未登記の場合→固定資産税評価証明書【原本・発行後3箇月以内】 ※税務課で取得できます。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	配置図(第2号様式)	<input type="checkbox"/>
7	撤去対象物の現況写真【解体前・解体中・解体後】【撤去物の全景が移ったもの(対象物が特定できるもの)】	<input type="checkbox"/>
8	撤去業者等との契約書【原本確認後コピー】	<input type="checkbox"/>
9	請求内訳書(費用の内訳がわかるもの)【原本確認後コピー】	<input type="checkbox"/>
10	領収書【原本確認後コピー】	<input type="checkbox"/>
11	業者発行の撤去(解体)証明書【原本確認後コピー】	<input type="checkbox"/>
12	廃棄物管理票(E票)・計量伝票等の写し	<input type="checkbox"/>
13	申請者名義の口座番号等が分かるものの写し	<input type="checkbox"/>
■場合によって提出する書類		チェック欄
●代理人が申請する場合		
14	委任状【実印押印】(第3号様式)	<input type="checkbox"/>
15	委任者(家屋所有者)の印鑑登録証明書【原本・発行後3箇月以内】 ※市民生活課(熱海市に住民登録のある場合)で取得できます。 ※印鑑登録をしていない場合は、登録手数料がかかります。	<input type="checkbox"/>

裏面もご確認ください

自費による解体・撤去の場合

●申請者と家屋等の所有者が異なる場合

16	所有者の同意書【実印押印】(第4号様式)	<input type="checkbox"/>
17	所有者の印鑑登録証明書【原本・発行後3箇月以内】 ※市民生活課市民室(熱海市に住民登録のある場合)で取得できます。	<input type="checkbox"/>

●共有者がいる場合

18	共有者の同意書【実印押印】(第5号様式)	<input type="checkbox"/>
19	共有者の印鑑登録証明書【原本・発行後3箇月以内】 ※市民生活課市民室(熱海市に住民登録がある場合)で取得できます。	<input type="checkbox"/>

●法人格を持つ中小企業者及び公益法人等の代表者が申請手続きを行う場合

20	商業・法人登記簿謄本【原本・発行後3箇月以内】	<input type="checkbox"/>
----	-------------------------	--------------------------

●所有権が差し押さえられている被災家屋等の所有者が申請手続きを行う場合

21	差し押さえしている債権者全員の撤去対象物の解体及び撤去に係る同意書(第6号様式)	<input type="checkbox"/>
22	関係権利者の印鑑証明書【原本・発行後3箇月以内】 ※市民生活課市民室(熱海市に住民登録がある場合)で取得できます。 ※関係権利者が法人の場合は、法務局で取得してください。	<input type="checkbox"/>

●相続登記が未完了な場合

23	<遺産分割協議が成立している場合> 遺産分割協議書の写し 相続人全員分の印鑑登録証明書【原本・発行後3箇月以内】 所有者が死亡していることが分かる書類(除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等) 【原本】 相続人全員分の戸籍謄本【原本・発行後3箇月以内】	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
24	<遺産分割協議、遺言のいずれもない場合> 相続人の同意書【実印押印】(第5号様式) 相続人全員の印鑑登録証明書【原本・発行後3箇月以内】 所有者が死亡していることが分かる書類(除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等) 【原本】 相続人全員分の戸籍謄本等【原本】	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
25	<公正証書遺言がある場合> 公正証書遺言書の写し 所有者が死亡していることが分かる書類(除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等) 【原本】 相続人全員分の戸籍謄本【原本】	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>

●所有者が死亡し、家庭裁判所で遺産分割調停が成立した場合

26	遺産分割調停調書(正本又は謄本)	<input type="checkbox"/>
----	------------------	--------------------------

●所有者が死亡し、家庭裁判所で遺産分割審判が確定した場合

27	遺産分割審判書(正本又は謄本)及び確定証明書	<input type="checkbox"/>
----	------------------------	--------------------------

●その他

自費による解体・撤去の場合

	28 その他必要な書類	<input type="checkbox"/>
--	-------------	--------------------------